

(介 65)

平成 28 年 7 月 4 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

平成 28 年熊本地震に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて
(6 月サービス提供分)

平成 28 年熊本地震による介護報酬等の請求等に係る事務につきましては、本年 6 月 1 日付 (介 49) 「平成 28 年熊本地震に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて」にてご連絡申し上げておりますが、今般、厚生労働省より、本年 6 月サービス提供分の介護報酬等の請求に関する事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

本年 6 月サービス提供分以降の介護報酬等の請求については、原則として概算による請求の取扱いは行われないうこととなりました。なお、通常の方法による請求が困難な介護サービス事業所については、引き続き、個別に審査支払機関に相談の上、請求方法を決定する取扱いとされております。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、傘下の郡市区医師会及び会員へご周知賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・平成 28 年熊本地震に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて (6 月サービス提供分)
(平 28. 6. 30 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)



事 務 連 絡
平成28年6月30日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省老健局老人保健課

平成28年熊本地震に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて
(6月サービス提供分) について

標記について、平成28年熊本県熊本地方の地震への対応に関して、別添のとおり熊本県、大分県及び熊本市宛に事務連絡を発出いたしましたので、同内容について、貴会会員への周知をお願い申し上げます。

貴会におかれては、同内容について、貴会会員に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

事務連絡
平成28年6月30日

都道府県
各指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

平成28年熊本地震に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（6月サービス提供分）

平成28年熊本地震による介護報酬等（介護予防・日常生活支援総合事業を実施している市町村においては、第1号事業支給費を含む。）の請求等の事務については、「平成28年（2016年）熊本地震に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて」（平成28年5月2日付け厚生労働省介護保険計画課ほか事務連絡。以下「5月2日付け事務連絡」という。）及び「平成28年熊本地震に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（6月サービス提供分）」（平成28年5月31日付け厚生労働省介護保険計画課ほか事務連絡。）により連絡したところですが、平成28年6月サービス提供分以降の介護報酬等の請求については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管内市町村、サービス事業者等への周知徹底を図るよう、よろしく願います。

記

- 1 平成28年6月サービス提供分以降の介護報酬等の請求について
平成28年6月サービス提供分以降の介護報酬等の請求については、原則として概算による請求の取扱いは行わないこととする。
なお、通常の方法による請求が困難な介護サービス事業所等については、引き続き、個別に審査支払機関に相談の上、請求方法を決定する取扱いとする。
- 2 その他の方法による請求を行う場合の取扱いについて
5月2日付け事務連絡の3（3）（4）による請求は、平成28年6月提出分までの取扱いとし、7月審査以降については、対応しないこととする。